

岡谷市福祉タクシーの利用について

平成 30 年 4 月

高齢者の皆さんや障がい者の皆さんが、地域とつながりを持ちながら、生き生きと生活ができる移動手段として、岡谷市ではタクシー会社のご協力により「福祉タクシー運行事業」を実施しております。

台数に限りがありますので、次の要領によりご利用ください。

1 利用できる人

岡谷市に住所があり、次のいずれかに該当する方。

① 満80歳以上の方
② 要介護『3・4・5』に該当する方
③ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた『1・2級』に該当する方
④ 身体障害者福祉法施行規則に基づく身体障害者障害程度等級表の『下肢3～7級』又は『体幹3級若しくは5級』に該当する方
⑤ 療育手帳交付要綱に基づく療育手帳の交付を受けた『A1・A2・B1』に該当する方
⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく『1・2級』の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は精神障害を支給事由とする年金給付『1・2級』を現に受けている方
⑦ 特定疾病療養受療証の交付を受けた方又は、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方

※上記条件以外でも事情によって利用できる場合があります。社会福祉課までご相談ください。

2 利用方法

福祉タクシーをご利用の場合は、利用券をお買い求めください。

お買い求めの際には、身分証明書など年齢が確認できるもの、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、特定医療費(指定難病)受給者証など資格を確認できるものをご持参ください。

3 利用券

1回300円の利用マスが10回分印刷された利用券(1枚3,000円)をお求めください。

利用券は身分証明書を兼ねており、本人のみ使用できます。

利用券を他の人へ譲ることや、他の人の利用券を使用することはできません。

4 利用券の購入場所

岡谷市役所社会福祉課、湊支所、川岸支所、長地支所

営業時間	午前8時30分～午後5時15分
定休日	土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

岡谷駅前出張所(ラオカヤ1階)

営業時間	平日	午前10時～午後7時
	土・日曜日、祝日	午前10時～午後5時
定休日	毎週火曜日、年末年始(12/29～1/3)	

5 福祉タクシーの運行範囲

福祉タクシーは、岡谷市内のみの運行となります。他市町村区域への運行はできません。

6 福祉タクシーの運行時間

月～土曜日:午前7時30分～午後6時30分/日曜・祝日:午前9時～午後6時30分

※予約受付は、原則午後6時までとなります。

7 福祉タクシーの運行台数

運行台数は、日時によって変わります。

平日は、最大10台が運行しますが、土曜日、日曜日、祝日は少なくなります。

平日の午前中は、医療機関への利用者も多く、予約が集中するため、希望する時間に利用できない場合がありますのでご了承ください。

8 予約

ご利用はすべて予約制となりますので、電話で予約してください。

申し込み先 「福祉タクシー」 ^{ここにこ} **22-2941** ^{ふくしい} (聴覚障害者の方はファックス72-9311)

【申し込み方法】

「22-2941」に電話し、利用される方の名前、住所、自宅の電話番号を伝え、利用する時間、出発地、目的地をお伝えください。(介助者が同乗する場合は、その旨をお伝えください。)

【予約受付】

利用日の前日及び当日に予約受付をします。

予約を行う時間は、午前7時30分から午後6時00分までです。

午前中は、電話が大変混み合いますので、通じない場合は時間をおいてかけ直し願います。

【目的地からの帰り】

福祉タクシーは目的地に到着し、降りた時点で1回の利用となります。

用事が済むまで待っていることはできませんので、お帰りの際に福祉タクシーを利用される場合にも、事前の予約が必要となります。

【利用券の提示】

ご利用の際、利用券を運転手に提示し、利用確認を受けてください。

9 介助者の同乗

タクシーの乗り降りが困難な方は、原則1名の介助者が同乗できます。この場合、介助者の利用券は不要です。

予約時に、乗車の際に運転手へ介助者が同乗することをお伝えください。

10 乗合い

福祉タクシーは最高4人まで乗合いただけます。ただし、目的地に向かって同じ路線上で乗車できる方に限ります。また、予約の際に乗合いのご案内をさせていただく場合がございます。可能な限りで結構ですのでぜひご協力ください。

乗合い予約は、目的地から一番遠い方が代表となり、予約してください。

乗合いは1回の利用となりますので、各自利用券を運転手に提示し、確認を受けてください。

11 利用券の払い戻し

利用券が不要になった場合などは、必要と認められた場合に限り、払い戻しができます。

口座振込みでの返金となりますので、社会福祉課へお問合せください。

12 車両

一般タクシー車両に、黄色地に黒又は紺で「おかや ふくし〜」のステッカーが貼られています。

【お問合せ先】

TEL 0266-23-4811(内線 1251・1256)

岡谷市役所内 健康福祉部 社会福祉課

寝台車利用補助金

寝たきりの高齢者や重度の障がい者等の施設入退所や病院の入退院等を目的とした寝台車の利用料の一部を補助します。

●対象者

岡谷市内に住所を有し、一般車両を利用できない寝たきりの高齢者、重度の障がい者及び難病患者等で次のいずれかに該当する場合

- ①座位保持困難者で、かつ、市民税非課税世帯の方が寝台車を利用した場合
- ②透析治療を受けている市民税非課税世帯の方が、1ヶ月に8回以上寝台車を利用し、利用料が3万円を超える場合

●補助金の額

- ①寝台車の利用1回あたり4,000円まで（下回る場合はその額）
（1回の利用とは、乗車してから目的地で降車するまでとします。）
- ②1ヶ月の利用料の2分の1で3万円を限度

●補助金の額

- ①、②とも年間12回以内

●申請方法

寝台車の利用後に利用者の領収証（費用の明細）と本人の金融機関等の口座のわかるもの、印鑑を持参のうえ、社会福祉課に申請してください。

なお、領収証には、利用者の氏名の記入があるか必ず確認してください。

申請する年度の利用分のみ補助金の交付対象となるため、1月から3月に利用した場合は早めに申請してください。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電 話 23-4811（内線1255～1257）
	F A X 22-8492

運賃の減免等

●運賃等の割引

※運行会社、都道府県等によって、扱い等が異なる場合がありますので、事前に運行会社等に確認していただくことをお奨めします。

【鉄道運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

JR利用の場合、(単独利用の場合、片道の営業距離が100Kmを超える区間)の普通運賃等が50%の割引となります。乗車券の種類(普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、急行券)など手帳の第1種(A)、第2種(B)、入所施設の区分等により、介護者の取り扱い等が異なりますので、詳しくは駅窓口にお問い合わせください。

その他の民間鉄道会社等を利用の場合は、各駅の窓口でお問い合わせください。

手続きは基本的に駅窓口で手帳を呈示してください。

【バス運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

バス会社により異なる場合がありますが、手帳を乗車券販売窓口又は運転手に呈示することにより、普通乗車券が50%割引となります。

【シルキーバス、スワンバスの割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

手帳を乗車券販売窓口又は運転手に呈示することにより、普通乗車券が50%割引となります。

【タクシー運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

県タクシー協会の加盟状況等により異なる場合がありますが、運賃が10%割引になります。迎車料金等は対象外です。乗車の際に手帳を運転手に呈示してください。

【航空旅客運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

航空会社が国内路線ごとに設定する割引です。障がいの程度等により、本人、介護者などの割引適用が異なりますので、詳しくは航空会社の窓口にお問い合わせください。

身体障がい者の手続きは基本的に窓口での手帳の呈示になります。

【有料道路通行料金等の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者
自動車の範囲	身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等(営業用を除く)	障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等(営業用を除く)

割引率 50%以内

手続き 社会福祉課において、手帳の所定欄に自動車登録番号等の記載証明を受けてください。

料金所において、手帳の証明欄を呈示してください。(必ず本人の同乗が必要です)

E T Cによる割引は、別途所定の手続きが必要となります。

割引の有効期間は登録手続きから2回目の誕生日までです。期限の2ヶ月前から更新の手続きが可能です。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電 話 23-4811 (内線1255~1257)
	F A X 22-8492